

佐賀県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年三月三十日から平成二十二年四月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区間	変更前後の幅員 延長
一般国道 二〇四号	唐津市肥前町万賀里川字 山川六一番一地从先から 唐津市肥前町万賀里川字 大久保七七五番二地先ま で	後 一六・〇 七・五
	唐津市肥前町万賀里川字 山川六一番一地从先から 唐津市肥前町万賀里川字 大久保七七五番二地先ま で	前 一六・〇 九・二
		延長 一一二・九
		一一三・二